

介護保険サービス事業者 様
京都市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者 様

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課長

令和4年度介護保険サービス事業者等に係る集団指導について（通知）

平素は、本市介護保険施策に御協力いただきありがとうございます。

さて、京都市では、介護保険法に基づき、介護保険サービスの質の向上及び介護給付の適正化を図ることを目的として、年1回の集団指導を実施しております。

令和4年度の集団指導につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、オンデマンド配信形式で開催することとなりましたのでお知らせします。

つきましては、各事業者において、下記のとおり、動画視聴・資料確認及び関係職員への周知を実施していただき、利用者のサービス向上や適正な事業の運営等に努めていただくようお願いいたします。

なお、本通知は、事業所番号ごとに送付していますので、一つの事業所番号で複数サービスの事業者指定を受けておられる場合（例：介護老人福祉施設、通所介護、居宅介護支援など）は、お手数ですが、貴事業所以外の介護保険サービス事業所等にも本通知内容を周知いただき、情報共有していただきますようお願いいたします。

また、京都市介護予防・日常生活支援総合事業については、他の介護保険サービス事業所等と同一住所で実施されている場合は、本通知を送付していませんので、同様に情報共有をお願いいたします。

記

1 対象事業者

京都市が指定等を行っている介護保険サービス事業者及び京都市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者

- ※ 介護保険サービスを実施される「みなし指定」の事業者も対象となります。
介護保険サービスを実施されない場合は、「指定を不要とする旨の申出書」の提出をお願いします。詳しくは、「京都市情報館ホームページ」のトップページから **132208** をサイト内検索し、御確認ください。

（参考）みなし指定

保健医療機関（病院・診療所）、保健薬局等においては、介護保険法の規定により、事業者からの指定申請がなくても、居宅サービスについて指定を不要とする旨の申出がない限り、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「通所リハビリテーション」等について、居宅サービス事業者の指定があったものとみなされます。

2 実施方法

- 「京都市情報館ホームページ」から、「令和4年度介護保険サービス事業者等集団指導について」に掲載している動画及び掲載資料を確認し、内容を関係職員に周知してください。
- 「令和4年度京都市介護保険サービス事業者等集団指導報告書」の報告フォームに入力し、提出してください。

資料及び報告フォームは、以下のホームページに掲載しています。

京都市ホームページ（京都市情報館）

- トップページ→健康・福祉・教育→介護保険→介護サービス事業者向けの情報→介護保険サービス事業者に対する指導監査等→令和4年度介護保険サービス事業者等集団指導について

3 内容

- ・ 介護保険サービス事業者等に対する指導監査について
- ・ 留意事項等
- ・ 介護保険サービス事業者等の指定等に係る届出・手続について
- ・ その他

4 報告書の提出方法

上記ホームページ内の報告フォームより、報告をお願いします。

必要事項を入力し、「送信する」を押して完了画面が出ると提出完了です。

※お手数ですが、事業所番号ごとに報告をお願いします。

<提出期限> 令和4年10月31日（月）

5 その他

本通知は、令和4年6月1日時点の指定情報を元に送付しております。

6 問い合わせ先

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課（電話 075-744-1153）

※ 資料の内容に関する御質問は、記載されている所管課にお問い合わせください。